

協 定 書

茨木市水道事業管理者（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）の間において給水に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 本工事竣工と同時にφ75m/m以上の配水管は全て甲に無償譲渡し、乙は権利の行使を一切放棄するものとする。

ただし、甲が必要と認めたものは、φ50m/m以下の給水管も配水管に準じて取扱うものとする。

2 前項の水道施設は、次のとおりである。

（1）工事場所

（2）工事規模等

第2条 乙は、前条の水道施設の維持管理に支障をきたすような物件または障害物を設けてはならないものとする。

2 乙は甲が維持管理上必要と認めた場合、当該道路内の掘さく等は無条件で同意するものとする。

第3条 前各条に掲げる事項について、権限が移転する場合は、必ずその継承者に引継ぐものとする。

第4条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議のうえ処理するものとする。

この協定締結の証として、本書二通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨木市駅前四丁目7番55号

茨木市水道事業管理者

乙

住 所

氏 名

印

「自署の場合は押印不要」